

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和4年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 148,904 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,910,797 千円

（単位：千円）

区分		令和4年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	338,692	230,039	47,261	61,392	114,778
	高齢者福祉	188,901	2,817	28,823	157,261	
	児童福祉	1,048,538	384,457	68,833	595,248	
	母子福祉	22,946	4,946	7,448	10,552	
	（小計）	1,599,077	622,259	152,365	824,453	
社会保険	国民健康保険事業	72,846	36,135	0	36,711	22,087
	介護保険事業	10,707	0	1,028	9,679	
	後期高齢者医療事業	136,623	24,362	0	112,261	
	（小計）	220,176	60,497	1,028	158,651	
保健衛生	疾病予防	38,389	543	2,776	35,070	12,039
	母子保健	35,237	0	1,747	33,490	
	医療	17,918	0	0	17,918	
	（小計）	91,544	543	4,523	86,478	
合計		1,910,797	683,299	157,916	1,069,582	148,904

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。